

# 教育プラン（プライム）

令和5年4月3日現在

商品名	教育プラン（プライム）									
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>安定継続した収入がある申込時年齢が満20歳以上の方で、一般社団法人しんきん保証基金の保証が得られる方</li> <li>申込日時点または貸付実行日時点において、当金庫の対象ローンが次のいずれかの条件を満たす方</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象ローン</th> <th>条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a</td> <td>すべての基金保証付個人ローン、基金保証付フリーローン、基金保証付住宅ローン</td> <td>利用状況が次のいずれかに該当する ・貸付実行日から6ヵ月以上経過 ・完済して3年以内</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>すべての基金保証付カードローン ※学資ローン当貸、教育カード当貸および新教育カードローンは含まない。</td> <td>次のいずれかに該当する ・契約中 ・新規契約する（プライムの貸付実行日以前（同日を含む）に契約する）</td> </tr> </tbody> </table>		対象ローン	条件	a	すべての基金保証付個人ローン、基金保証付フリーローン、基金保証付住宅ローン	利用状況が次のいずれかに該当する ・貸付実行日から6ヵ月以上経過 ・完済して3年以内	b	すべての基金保証付カードローン ※学資ローン当貸、教育カード当貸および新教育カードローンは含まない。	次のいずれかに該当する ・契約中 ・新規契約する（プライムの貸付実行日以前（同日を含む）に契約する）
	対象ローン	条件								
a	すべての基金保証付個人ローン、基金保証付フリーローン、基金保証付住宅ローン	利用状況が次のいずれかに該当する ・貸付実行日から6ヵ月以上経過 ・完済して3年以内								
b	すべての基金保証付カードローン ※学資ローン当貸、教育カード当貸および新教育カードローンは含まない。	次のいずれかに該当する ・契約中 ・新規契約する（プライムの貸付実行日以前（同日を含む）に契約する）								
資金使途	<p>申込者または申込者の子弟・孫・被扶養家族にかかる次の資金</p> <p>※①および②は、申込日時点で支払日から3ヶ月以内のものに限り支払済の資金も対象となります</p> <p>① 就学する学校等への納付金（最長1年分） ※「学校等」とは、国内・海外を問わず学校（教育施設）と称されるもの ※「納付金」には、寄付金、学校債、いわゆる滑り止め受験で合格した学校等への入学金を含む</p> <p>② 就学にかかる付帯費用（最長1年分、100万円以内） ※「付帯費用」とは、受験費用、教材費、下宿費用（敷金・礼金・家賃）、交通費、入学・卒業に伴う引越費用等</p> <p>③ 上記資金の借替資金</p>									
ご融資限度額	1,000万円以内（1万円単位）									
ご利用期間	3ヶ月以上 16年以内									
ご融資利率	<p>年3.9%（保証料込）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ポイントサービス会員で最大1.0%金利引き下げ</li> </ul>									

# 教育プラン（プライム）

<p>ご返済方法</p>	<p>① 毎月元金均等または元利均等割賦返済とし、ボーナス併用による返済も可能です 但し、ボーナス返済分は、ご融資金額の50%以内とし、6ヶ月毎の間隔とします</p> <p>② 元金返済の据置は卒業予定月までです</p>
<p>保証人・担保</p>	<p>原則として不要です</p>
<p>その他</p>	<p>ご融資金は、可能な限り振込とさせていただきます</p>
<p>苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または総務部（9時～17時、電話：096-355-6112）にお申し出ください。</li> <li>・ 紛争解決措置 熊本県弁護士会（電話：096-325-0913）、鹿児島県弁護士会（電話：099-226-3765）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部若しくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</li> </ul>